

食品に関するリスクコミュニケーション
(O I Eコードの改正等に関する意見交換会)

平成20年2月4日

農林水産省消費・安全局

食品に関するリスクコミュニケーション (O I Eコードの改正等に関する意見交換会)

日時：平成20年2月4日（月）

会場：三田共用会議所 講堂

議事次第

1. 開 会

2. O I Eコードの改正等に関する情報提供
 - (1) O I Eの公式認定について
 - (2) O I Eコード改正提案の概要
 - (3) 我が国としての対処の方向

3. 質疑応答
O I Eの公式認定について

4. 意見交換
O I Eコードの改正提案について
 - ・ゾーンとコンパートメント
 - ・口蹄疫
 - ・B S E

5. 会場との意見交換

6. 閉 会

午前10時00分 開会

○浅川消費者情報官 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、今日の意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、またお足元が悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、食品に関するリスクコミュニケーション（OIEコードの改正等に関する意見交換会）を開催いたします。

私は、本日進行役を務めます農林水産省消費・安全局消費者情報官の浅川京子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

OIE（国際獣疫事務局）においては、国際貿易上重要な動物の疾病について、国際基準の策定・改訂作業が進められ、改正提案がなされております。今後は、この改正提案に対する各加盟国からのコメントなどを踏まえまして、本年5月に開催されるOIE総会において採択に向けた議論が行われる予定になっております。

本日は、日本政府としてのコメントを取りまとめるに当たり、消費者から流通、外食、加工業者、生産者、そして学識経験者にわたる幅広い関係者の皆様よりそれぞれの立場からご論議いただき、ご意見を承ることができればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、出席者をご紹介します。

まず、生産者及び関連事業者といたしまして、私の左手になりますけれども、全国農業協同組合連合会家畜衛生研究所所長、柴田勲さんです。社団法人日本養鶏協会理事（日本鶏卵生産者協会会長）梅原宏保さん、失礼しました。まだいらっしゃっていないですね。全国食肉事業協同組合連合会専務理事、小林喜一さんです。日本チェーンストア協会常務理事、小笠原荘一さんです。社団法人日本フードサービス協会事務局長、中井尚さんです。それから、パネリスト席にご着席いただいておりますが、社団法人日本養豚協会理事、林邦雄さんです。それから、日本食肉輸出入協会専務理事、岩間達夫さんです。

続きまして、消費者団体の方々をご紹介します。消費者団体については、出席いただく団体を募集しましたところ5団体の応募があり、最終的に応募いただいた5団体の方々にご出席いただいております。

まず、全国消費者団体連絡会事務局長、神田敏子さんです。生活協同組合東京マイコープ政策推進部スタッフ、原英二さんです。特定非営利活動法人日本消費者連盟副代表運営

委員、山浦康明さんです。日本生態系農業協会副理事長・消費者部会長、亘昌子さんです。主婦連合会参与、和田正江さんです。

続きまして、学識経験者として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、小野寺節さんです。国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授、吉川泰弘さんです。国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長、山本茂貴さんです。国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授、喜田宏さんです。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所研究管理監、津田知幸さんです。独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所国際重要伝染病研究チーム長、坂本研一さんです。社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長、田原健さんです。

最後に、行政のメンバーを紹介いたします。

内閣府食品安全委員会事務局、小平均リスクコミュニケーション官です。厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、今西保担当官です。農林水産省消費・安全局国際基準課、小川良介課長です。農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、川島俊郎室長です。農林水産省消費・安全局動物衛生課、姫田尚課長です。

議事に先立ちまして、資料の確認をお願いしたいと思います。

配付資料の1枚目の裏なんですけれども、配付資料一覧とございます。

資料1「OIEの公式認定について」、資料2「OIEコードの改正について」、資料3「OIEコード改正の主な項目に関する論点」、あと参考資料が1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、参考資料2-1、2-2と用意しております。また、参考配付として、アンケート用紙と「食品安全エクスプレス」が袋の中に入っていると思います。もし足りないものがありませんでしたら、事務局までお申しつけください。かわりの資料をお渡しいたします。

本日の進行についてご説明いたします。

まず、意見交換に先立ちまして、OIEコードの改正などに関する情報提供として、1点目、OIEの公式認定について、2点目、OIEコード改正提案の概要について、3点目、我が国としての対処の方向について、担当から45分程度ご説明いたします。担当からの説明の後10分程度の休憩をとります。その後、OIEの公式認定についての質疑応答を行いまして、改正案のポイントごとに時間を区切って意見交換をしていただきます。

なお、質疑応答と意見交換についてですが、初めにラウンドテーブルにご着席の方々の間で行います。会場にお越しの方々には別途ご発言いただく機会を設けたいと思いますの

で、よろしく願いいたします。

では、これから議事に入ります。

まず、国際基準課長の小川より説明いたします。よろしくお願ひします。

○小川国際基準課長 おはようございます。国際基準課長の小川でございます。

本日は、O I Eのコードの改正案について意見交換することがメインテーマでございます。他方、昨年よりO I Eのステータスとか、ステータスの認定を受けたという言葉が聞かれるようになったと思います。これを踏まえまして、本日15分程度お時間をいただきまして、O I Eでは、この下の英語のほうに書いてございますけれども、official ‘disease-free’ recognitionというふうに呼ばれております公式認定につきまして説明をしたいと思います。

主な内容は、まずこのO I Eの公式認定がO I Eの活動においてどのような位置づけになっているのか、それからその認定の具体的な手続なり意味につきまして説明し、O I Eのこの公式認定についてのご理解に役立てばと思っております。

早速、資料としてはお配りしている中の資料の1というものにスライドは書いてございます。

まず、O I Eでございます。ご存じのとおり1995年にW T OのS P S協定が発効して、その中に動物の疾病、それから人獣共通感染症に関する国際的な基準をつくる組織として位置づけられておることから、いわゆるO I Eコードをつくっているところということで世の中に広く知られるようになったわけです。

しかしながら、O I E自体はO I Eコードをつくることを目的に設立されたものではございません。ヨーロッパにおける牛の疫病の流行を契機に、1924年、大正13年に家畜の伝染性疾病の流行蔓延を防止することを目的に設立された組織でございます。

このO I Eでございますけれども、したがって、家畜の伝染性疾病の流行蔓延の防止という目的から、事業内容は大きく3つに分けられております。

1点目が家畜伝染病に関する調査研究、2点目が病気の発生・撲滅情報を集めて各国に配付するということ、それから3点目が家畜衛生に関して国際条件の検討をするということでございます。

大変恐縮でございますが、資料1の一番後ろのページに2枚、別添1と別添2というものがついてございます。その別添1をちょっとごらんください。

これはO I Eの設立協定の附属書の抜粋でございます。日本は、下のコラムのところで

すけれども、1930年、昭和5年に批准をしております。したがって、大日本帝国憲法下なので、漢字と片仮名で書いてございます。この第4条、「事務局ノ主タル目的左ノ如シ」と書いてあるところをまとめたのがこのスライドでございます。それ以降、第5条をちょっと見ていただきますと、これを踏まえて、5条に「各政府ハ事務局ニ左ノ通報ヲ成スモノトス」と書いてありまして、一と二があります。一は今まで発生していなかった国で牛疫、口蹄疫が発生したら電信ですぐ知らせてくれということ、それから2番目は、ここに書いてあるような牛疫、口蹄疫、牛肺疫以下の病気について定期的にレポートしてくれということが義務として書いてあるわけです。

後ほど出てまいります、この中の上から3つ、牛疫、口蹄疫、牛肺疫、これはO I Eの公式認定の対象になっている疾病でございます。このように、それ以外にこの国際協定で書いてあるのは、実は事務所はパリに置くとか、総会は年1回行うということで、実態的な中身があるのはこの4条、5条になるわけです。

このようにO I Eの国際協定では、病気が発生したときにちゃんと通報してねというのがコアになっているわけです。

したがって、この規定からわかることは、家畜の伝染病の流行蔓延防止というO I Eの目的に最も重要な業務は何かということについては、この国際協定では、貿易の停止など不利益が生じて発生した場合の通報をちゃんと確保することということが読み取れるわけです。

例えば、人間なんかの場合で申し上げますと、私なんかの場合は、インフルエンザにかかればすぐ役所に電話して、役所に行けませんと言って喜んで休みますけれども、ここで確保しなければいけないのは、人間の世界で申し上げますと、例えばセンター試験の受験生が受験当日インフルエンザにかかりましたというときには、通報して試験は受けられなくても休んでもらうということをちゃんと確保することが重要になってくるわけです。

では、この通報を確保するためにどういった措置が必要かということを考えてみましょう。

まず1つ目は、通報によって不利益が生じることは甘受しなければいけない。現に高病原性鳥インフルエンザが発生しますと、各国はO I Eに通報して、それを受けて日本は輸入停止措置を講じるわけです。しかし、他方で必要以上の貿易制限が行われないようにすることが必要です。もしいわれのない貿易停止が行われてしまうのであれば、発生国は通

報することを控える、あるいは躊躇するようにならないようにすることが必要なわけです。

例えば、口蹄疫の場合で申し上げますと、ウイルスが死滅している加熱処理肉であれば、これは伝染性疾病を蔓延させる可能性はありませんので、貿易を制限してはならないというようなことをしっかりと関係者は踏まえる必要があると。

すなわち、これが貿易ルール、OIEコードの策定になってくるわけです。

もう一つ、通報を確保するための方策です。

これは、疾病が発生すると、発生した国が最も真剣に封じ込めて、撲滅し、清浄性を回復するための措置を講じるわけでございます。したがって、疾病が撲滅されれば、貿易が再開されるようにしてやる必要があります。

先ほどのセンター試験の受験生の例で申し上げますと、ちゃんと家で静養して、インフルエンザが治癒したということであれば、追試験を受けさせてやるということが必要になるわけです。

しかしながら、例えば口蹄疫の場合、摘発淘汰を実施して、清浄化を実現しても、輸入国としてはやはりこれ重大な疾病ですので、なかなか警戒して貿易再開につながらないという現実が存在しております。これに対応するものとして、OIEとして、その国が清浄性を回復したということを認定してやるというのが公式認定であるというふうに位置づけることができます。

そのような公式認定でございますが、概括すれば、OIEが各国からの要請に基づき特定の疾病の清浄性を認定するものというふうに言うことができます。これは、病気によって異なりますけれども、大体日本円で100万円から150万円程度お金をとってやっているものです。

それから、どのような疾病が認定の対象になるかということ、それからどのような手続で認定を進めていくかということは、それぞれ総会で決議をして決められることとなります。

ここに掲げている絵でございますけれども、これが認定証になります。毎年OIE総会で新たな公式認定を受けた国に対しては総会の最終日にこのサーティフィケートと言われている認定証の授与式というのが行われております。

さて、現在対象となっている疾病とその認定内容について見てみましょう。

このスライドに書いてあります4種類の疾病が現在公式認定の対象になっております。それぞれこの病気について公式認定を実施すると。したがって、手続を定めるように

するという権限を事務局に与えている決議をした年が作業着手というところに書いてある年でございます。そして、実際にこの国のリストが決議されるようになった年が認定開始というところに書いてある年でございます。

この中で2点ほど指摘しておきたいと思います。

1点目はまず認定している中身が、4種類の疾病のうち2種類あると。

1つは、先ほど例に出てきました口蹄疫、牛疫、牛肺疫といった、OIE設立当初から重視している病気については、フリーかどうかということの認定をしております。

他方、BSEについては、この矢印のところにありますが、フリーかどうかを超えて、無視できるリスクまたは管理されたリスクかどうかということについて実は認定をしております。

恐縮でございますが、資料1のちょうど一番後ろのページのところを見ていただきたいと思います。

これはOIEコードにおける口蹄疫とBSEの規定の比較ということで並べてあります。今申し上げた、OIEコードでちょっと確認をしてみようと思います。

向かって左側が口蹄疫でございますが、この網かかっている部分の日本語のところだけちょっと追っていきますと、口蹄疫のコードを見ますと、「FMDフリーのリストに含まれるためには」、「OIEのガイドラインに従ったサーベイランスが行われている証拠文書を提出」しなければならないということになっております。そして、その下のほうの網かけがOIEにおける口蹄疫のガイドラインですね、サーベイランスガイドラインがずっと決まっていると。

向かって右側のBSEを見ていただきますと、まず1点目、疾病の性格が異なっておりまして、最初のほうの条文、一番最初ですが、「人間と動物の健康リスク」に関するものですよということが書いてあります。実は、このような、特にヒューマンリスクと書いてあるのが、ヒューマンヘルスリスクと書いてある病気は、OIEのコードの病気ではこのBSEと牛の結核、この2種類だけでございます。

そして、リスクを判定するためには、真ん中のところですが、2つの種類が必要だということになっています。1つが「リスク評価」、もう一つが「サーベイランス」ということです。そして、それぞれリスク評価とサーベイランスについてのガイドラインがOIEコードに書いてあると、こういった構成になっております。

またスライドに戻りたいと思います。

さて、こういった公式認定の手續でございますが、それを概観してみたいと思います。

まず一番最初には、公式認定を希望する国は必要な資料を添付して申請を行います。この必要な資料というものは、O I Eでクエスチョネア、質問票を用意しておきまして、それに対応した形で提出するということとなります。ちなみにこの質問票、疾病ごとに定まっておりますが、O I Eのホームページで全世界に向けて公表されております。

そして、この資料が出てきますと、疾病ごとにつくられた専門家会合で資料を評価して、科学委員会に報告をいたします。

そして、報告を受けた科学委員会は、報告を踏まえて認定案を作成いたします。この認定案は加盟国に配られて、60日間のコメントに付されます。科学委員会は、その後認定案を総会に提出して採択に付されるわけです。

この過程におきまして、各国から技術的に十分な反対意見が提出された場合などは、科学委員会は総会に提出することを見送ることが規定されています。

ちなみに、昨年のパターンで申し上げますと、この認定案が配付されてから総会に採択されるまで案に乗っていた国が落っこったことはありません。配付されたものがすべて総会で採択をされております。

最後でございますけれども、公式認定の効力について説明をいたします。

まず、認定をしておりますO I Eでございますけれども、これは手続的に各国に配付してコメントを聞いて総会で採択をしているという手続面から考えて、O I Eコードと公式認定というのは同様に扱われるべきであるというような立場に立っておられます。

他方、それでは国際貿易を律しているSPS協定上はどうかということですが、SPS協定上公式認定に関する規定はございません。それから、紛争解決手続においてもこのO I Eの公式認定が取り上げられたことはございません。その2つの意味において、SPS協定上の取り扱いというのは定まっておりません。

ただ、SPS協定に基づいて設置されているSPS委員会では、このO I Eの公式認定について議論を各国がしたことはございます。その中での扱いでございますけれども、まず1つ目は、一生懸命頑張ってO I Eの公式認定を取った輸出国ですね、これは公式認定を当然尊重しろというふうに主張をしております。

その中で、日本はどうかということでございますが、当然O I Eの加盟国でございます。したがって、O I Eとしてそういった判断をしたということは考慮するということは必要になってきますけれども、別途国としてリスク評価を行うことが必要であると

いう立場をとっております。

最後に、興味深いのは、BSEについて申し上げますと、日本のモデルになったECでございますけれども、ECのBSEカテゴリーと国のリストでございますけれども、昨年2月だったと思いますが、ECのダイクさんが食品安全委員会にみえられて、講演をされたときにおっしゃっていて、実は昨年の7月にそのようにルールが改正されたんでございますけれども、BSEのカテゴリーと各カテゴリーの国のリストは、今ECはOIEの公式認定と整合しております。一致をしていると。要は、ECの輸入条件というのはOIEの無視されたリスク国と管理されたリスク国になっておりますし、それぞれの該当している国というのはOIEが認めた国と全く同じになっております。これが最後に興味深い点として申し上げておきたいと思っております。

以上がOIEの公式認定に関する説明でございます。どうもありがとうございました。

○浅川消費者情報官 続きます。国際衛生対策室長の川島より説明をいたします。

○川島国際衛生対策室長 ご紹介いただきました動物衛生課の川島でございます。

私からは、OIEコードの改正ということで、ことしの5月の末に、例年1回やっております総会でコードの改正案が議論されまして、採択されるということでして、ことし改正されますポイントについてご説明を申し上げたいと思っております。

まず、OIEコードそのものの構成ですけれども、ここに書いてありますように4つの項目からできておりまして、一般条項、疾病別の規定、それから附則、国際衛生証明書のモデルということで、構成がこういうふうになっております。

一般条項ではいろいろな定義ですとかリスク分析をしないといけないとか、輸出入をする際の手続とか、こういったことが規定をされております。

それから、疾病別の規定として現在93疾病がリストアップされておまして、動物あるいは疾病ごとに発生している、発生していないという状況に応じたいわゆる国際的な貿易条件を規定しているということでございます。

それから、附則としまして、アペンディックスと言っておりますけれども、サーベイランスをするときのガイドライン、それから新しい最近の動きとしまして、動物福祉、アニマルウェルフェアというような規定も入ってきております。これはご案内のとおり、最近になりましてこういった問題が非常に国際的に議論されるようになりまして、OIEでも2002年ぐらいから、例えば輸送する場合の基準ですとか、あるいはどうしても処分をせざるを得ないような事態が起きたときの、そういった場合のガイドライン、こういったもの

を今現在策定をしておるということで、引き続き生産をする段階でのそういった問題についても議論を進めていくということになっております。

もう少し詳しく見てみますと、一般条項では定義ですとか一般義務、一般義務というのは、先ほど申しましたリスク評価をするとか、そういったことであります。それから、今日後で詳しくご説明をさせていただきますゾーンとコンパートメントということがございます。

それから、疾病別の規定としては、ここにございますように、各種の疾病ごとに必要な規定を設けているということでございます。

附則としましては、ガイドラインということで、これも後でまたご説明を申し上げていろいろと意見交換をしたいわけですがけれども、コンパートメントの適用に関する一般的なガイドラインというものができてきているということでございます。

それでは、改正提案、何点かあるんですけども、用語の統一ですとか、そういう部分はおいておきまして、限られた時間なんですけれども、私どものほうでこの3点を今回取り上げさせていただいてございます。

それぞれ家畜衛生行政なり、あるいは食品の安全という観点から見た場合に重要性が高いということで、この3点の項目を挙げさせていただいたわけでございますけれども、その前に改正提案をする一般的な流れをちょっとご紹介しておきたいと思っております。

毎年5月の総会にかけられるんですけども、遡りまして、O I Eには科学委員会というものと、それからコード委員会というものがございます。これは委員各6名ぐらいで、各地域からバランスを考慮してO I Eの総会で選出をされた委員がおります。その科学委員会がまず最新の獣医学的知見、こういったものが出た場合に、その新しい知見に基づいてこのコードを改正する必要があるかどうかという議論をいたします。

その科学的な議論を受けまして、コード委員会と、これもやはり委員は総会で選出をされておりますけれども、コード委員会におきまして、そういった科学的知見に基づいてこのコードを改正するのが妥当かどうかという観点で議論いたします。そういう議論を経て最終的にO I Eの側からの改正提案という形で、ことしの、今回の例で言いますと、12月ぐらいに改正提案が加盟各国に提示をされておきまして、それに対してコメントを出すことが求められているということでございます。

このスライドに戻りますけれども、今回の主なものとしましては、そのコンパートメント、それから口蹄疫の中での封じ込め地区という新しい防疫の考え方というものが提案を

されておりまして、その要件について見直すという内容がございます。それから、BSEでございますけれども、これにつきましては、ゼラチンの関係で、実は昨年もいろいろこの場でご議論いただいたんですけれども、ゼラチンの関係で再び改正提案が出されているということでございます。

まず、ゾーンとコンパートメントというところからご説明を申し上げたいと思います。

まず、コンパートメントと貿易ということについてご理解をしていただくために、ある国で、例えばインフルエンザですとか口蹄疫ですとか、そういったいろんな病気が出ます。そうしますと、輸入国はその発生国からの家畜ですとか畜産物の輸入というものを停止、禁止をいたします。

ただ、このコンパートメントという考え方は、その国で病気が発生しても、バイオセキュリティ、言ってみれば衛生対策、衛生措置、こういったものをきちんとやっていて、その国では病気が出ているけれども、一定の施設群、畜舎ですとかそういうところに飼われている動物にはその病気が感染をしないと、清浄性を維持できているというふうに確認できるものについては、停止をするのではなくて貿易を継続することを可能にしようという考え方であります。

少しイメージとしてこういうものをご提供させていただきたいんですけれども、ごらんになりましたらわかりますように、左のちょっと黒っぽく背景がなっておりますけれども、そこで疾病が発生するとその農場からは輸出はできなくなるわけですが、その右の薄い紫のところをコンパートメントと、こういう一連のところ、生産農場施設、そういったところで疾病が発生、侵入してこないという程度のバイオセキュリティ措置をとっているようなところからのものについては輸出を継続させようという考え方です。

これをもう少し具体的に見てみたものがこの図なんですけれども、ご案内のとおり、実はこのコンパートメントという考え方が積極的に最近になって議論されるようになった背景というものの中に、インフルエンザ——鳥インフルエンザです——が発生をした。ご案内のとおり世界各地で発生をしておりますけれども、その発生によりまして各国、輸入国がその国からの輸入を停止するという状況が出てきたわけです。

ただ、養鶏産業というのは、ご案内の方もいらっしゃるだろうと思いますが、かなりインテグレーション、垂直統合というような形で、えさの生産からひなの導入、それから食肉処理と一環して一つの企業経営体の中でその流れが完結するようにできているというような特徴があるということ、それから鶏舎構造なんかを見ましても、比較的ウイン

ドーレスといひましようか、外界から遮断をされているようなところで飼養されているというような特徴がございまして、こういったものについて、やはりこのコンパートメントが適用できるのではないかというような考え方が議論されるようになったということであります。

ごらんいただきますように、左側に飼料工場がございまして。それからこちらにふ卵場が、ふ卵場というのは、卵をかえして、こういう農場1、2、3とありますけれども、それぞれの農場でひよこから出荷するまで、ブロイラーでいうと60日ぐらいかかるわけですが、飼育をして、それをこの食鳥処理場あるいは併設されている加工施設で処理をして輸出をする。食肉として、鶏肉として輸出をするという一連の生産形態が非常に閉鎖的にでき上がっているという特徴があるということであります。

したがいまして、周りの養鶏農家で病気が、インフルエンザが発生しても、こういう一連の農場群の中できちんとしたバイオセキュリティ措置というものがとれるのであれば、輸出を可能にしようじゃないかと、こういう考え方であります。

もう少しビジュアルに示して、これはすべて写真は日本の写真からつくっておりますけれども、えき工場からブロイラーを生産する農場にえさが持ち込まれると。それからふ卵場でひよこをかえして、こういうトラックにひよこを入れて、やはりこのブロイラー農場に持ってくる。そこで一定期間こういう形で飼育をいたしまして、今度は食肉処理場に向かってやはり別のトラックで輸送して処理・加工をすると、こういう流れがあるということであります。

実は、コンパートメントという考え方そのものは既に去年、おととしの議論の中で、考え方としてはOIEコードの中に取り入れられております。採択をされております。ただ、それを実際に国内の防疫措置に適用するとか、もっと言えば、国際の防疫に適用する場合には、そういう一般的な規定だけではなくて、もう少し具体的なガイドラインが必要なんじゃないか、そういうことについてやっぱりきちんと議論するべきじゃないかと、これ実は私ども日本も昨年このコンパートメントの議論がされたときにそういうコメントをしてきたわけですが、そういった加盟各国からのコメントを踏まえて、OIEのほうからこのコンパートメントを適用する場合の一般的なガイドラインの案というものが今回示されておまして、ことしの総会での採択を目指しているという状況があるわけであります。

ガイドラインの構成案を見ますと、こういうふうには8つの項目に分かれております。

序文、コンパートメントの定義の原則、それから隔離、文書の提供、サーベイランス、診断、緊急対応、監督管理、こういった項目がガイドラインの構成であります。

それぞれポイントになるところをご紹介しますけれども、序文と目的は割愛をさせていただきますけれども、コンパートメントを定義するための原則といたしまして、特定の疾病について設置が可能だということが書いてございます。

これは、例えば、今OIEで議論されているのは蚊とかそういったものに媒介されるような病気についてはなかなかこのコンパートメントというのは適用できないのではないかなというような議論がなされているということで、すべての病気にこのコンパートメントという考え方が適用できるかどうかは、必ずしもそうではないということが最終的原則として書いてあるということでもあります。

それから、具体的な問題としましては、その農場あるいはそれと関連する施設、例えば先ほど言いました飼料工場ですとか、と畜場、食肉処理場、こういったところとの関係を明確に示す必要があるということで、施設の所在ですとか、あるいはそれぞれの関係、それから周りで病気が発生しているという前提での議論ですので、外部の動物から疫学的にどの程度、どういう形で分離をされているのかということが重要なポイントになるということでもあります。

それから、そのコンパートメントを隔離する場合に、バイオセキュリティ状態に影響する外的要素、その施設でいろんな措置をとるときにそれに影響する外部の影響としてどんなものがあるのかと、それから、その施設はどういう設備構造を持っているのか、それからそれを実施に移すときのバイオセキュリティ・プランというものも重要になるということでもあります。

それから、家畜が移動する、そういったもののトレーサビリティシステム、こういったものがそのコンパートメントを隔離する場合のポイントになるということでありまして、その外的要素ということで見ますと、野生動物、周辺にどんなものがあるのか、こういった関連施設とどういう関連性にあるのか、こういうイベントですとか、そういったところで動物が集まるような場所が周りがあるのかないのか、こういったことが重要なポイントになるということでもあります。

それから、設備の要素、その養鶏場なら養鶏場の周りにどのような囲いがあるのか、それから実際にその中で作業する従業員の方々の衛生対策、それから外部から入ってきたり、外に出ていたりするわけですがけれども、そういった車両、器具の洗浄・消毒はどうなっ

ているか、えさの供給、あるいは供給されたえさをどのように保管しているか、排せつ物の処理をどのようにやっているか。当然家畜ですから、水を飲みます。そういった水の衛生管理がどうなっているか。それから昆虫をきちんと侵入できないようにするための防止措置としてどんなことをやっているかと、こういったことが設備の要素として必要になっていると、記述をすることが必要になってくるということでもあります。

それから、バイオセキュリティ・プランといたしまして、疾病がどういうところの経路を伝わってその施設の中に入ってくる可能性があり得るのか。人を介したものの、媒介昆虫を介したものの、空気を介したものといろいろな要素が考えられるわけですがけれども、そういった経路をきちんと特定する。

その特定したものに対して侵入防止をするためにどういう措置をとるか、それから実施をしているときの監視体制、あるいは何か問題が出てきたときの是正措置、生産を常にやっていくわけですから、その実施するといっていたものがきちんと行われているかどうか、そのリスクを定期的に再評価しなさいというようなこと、何か問題があったとき、獣医当局にきちんと報告すると、こういったいろんな基本的なことを記述して、その記述をした内容に即して物事を実施していくと、こういったものを書くものがバイオセキュリティ・プランであるということになっているわけです。

次に、トレーサビリティシステム、内部に飼われているすべての動物について個体識別ができていくようにする必要がある。鶏のような場合は、必ずしも個体、一羽一羽で管理するということが難しい場合もございますので、そういった場合はフロック、群で管理をするということが可能にされておりますけれども、そういった場合、獣医当局がきちんとその辺を保証しなさいといったようなことが提案をされているということでもあります。

それから、文書の提供。認定を受けるに当たりまして、この侵入防止措置をやっているということがあるわけですがけれども、それが本当に効果的に実施されているのかどうかということを示す具体的なデータ、こういったものを提供することが規定をされておりました、その生産状況ですとか死亡した記録、あるいはワクチンを接種しているのか、接種していないのか、こういったものも記録としてきちんと提供しなさいということになっております。

それをすべて獣医当局側がきちんとアクセスをして、その内容を確認することが可能になっていないとだめだというようなことも書いてあるわけです。

サーベイランスであります。病原体が侵入しないようにもちろんそのバイオセキュリティ

イ措置をやっているわけですが、仮にも侵入するということはゼロではないわけですから、そういった場合にきちんと早期発見することができるように、施設の中でのサーベイランスをどの程度やっているか、あるいは外部からの侵入リスクが高まっているのか、高まっていないのか、遠くの施設で発生している場合より、やはり近隣の農場で発生している場合というのは、その侵入リスクとしては高まっているというふうに考えられるわけですから、そういった侵入リスクがどう変わっているのかということを中心に把握するための外部サーベイランスもやりなさいというようなことが書いてあるわけです。

そういったことをやっておりまして、仮にリスクが変化をすると、増加するといったような場合があれば、こういった内部での検出レベルのサーベイランスのレベルを引き上げなさいといったようなことが書いてあるということでもあります。

また、当然施設の中でいろいろサーベイランスとかやるわけですから、その診断能力がなければならないし、自分勝手な診断方法をとっていたのではなかなか信頼性というものに欠けますので、OIEが別途示しているマニュアルに則した診断をやりなさいといったようなことが書いてございます。

それから、緊急、病気を疑うような場合が施設の中で仮に発生した場合は、即座に輸出証明書を発行するのを中断する。疾病が確認されれば、そのコンパートメントの認定は取り消すというようなことが書いてあります。

また、そういったことをきちんとしていくために、施設の取り消し、認定、こういったものをする最終的な権限はこの輸出国側の獣医当局にあるんだということはこのガイドラインでは明確にしておるということでございます。さらに、輸入国側にそういった継続的な監視情報を提供しなさいというふうに書いてあるわけです。

そういった、今ご紹介したような一般的ガイドラインに則して、実際にそれが国際貿易の場面になったときにどういうふうに流れていくかというこの認定の手続を簡単にご紹介しておきたいと思います。この部分は一般ガイドラインに書いてある内容ではございませんで、昨年採択されましたコンパートメントの本体といいますか、コードの本体に既に書かれている手続でございますけれども、施設群、企業群が申請をすると、それを輸出当局がそういうコンパートメント群がどこにあるのかということ特定した上で、先ほど来ご説明しましたようなバイオセキュリティ・プランですとかサーベイランスの計画、こういったものを審査しまして、適当であるということで認定をする。そうしまして、輸入国側にこのコンパートメントとして認めることが適当であるということを説明しまして、今度、

逆に輸入国側はそれを受け入れるのか、受け入れないのか判断をする。判断する権限は輸入国側に当然あるということでございますけれども、輸出国の獣医サービスの評価といたしますのは、これはその施設群がやっていることを獣医当局が監督をして審査をするわけですから、その監督・審査する能力そのものがきちんとその国の獣医当局に備わっているかどうか、そういう評価もしなさいとした上で、それぞれのリスク評価、こういったものを加味しまして、承認するのか、さらに情報提供求めるということで追加情報を求めるのか、何らかの問題があって受け入れることはできないということ拒否をするのか、それを輸出国側に通知をするというのが手続であります。

以上がコンパートメントの議論でございます。

それから口蹄疫でございますけれども、口蹄疫というのは、ここに書いてありますように、人には感染しないんですけれども、感染しますと偶蹄類、ひづめを2つ持っているような偶蹄類はよだれとかこういったものを出しまして、牛乳の生産量が落ちるとかということで、非常に畜産生産上甚大な影響を及ぼす病気でありまして、感染力が非常に強いということで、国際的には非常に恐れられている病気でありまして、こういうところで今現に発生をしておるといふ病気でございます。

ここは議論に直接関係ございませんので簡単にご説明をいたしますけれども、清浄国であるか、そうでないかというふうに大きく分けまして、その清浄国であるか、汚染国であるかによって、例えば牛肉を輸出する場合の貿易条件が定められているということございまして、汚染国から輸入する場合は、こういう加熱処理をするか、あるいは一定の公益的な防疫措置をとっているときにはこういういろんな条件を満たして上であれば輸入を認めても構わないというような規定がなされている病気であります。

この封じ込めという考え方も昨年の5月の総会で採択をされている考え方なんですけれども、口蹄疫は一たん発生しますと、今申し上げましたように非常に影響の大きい病気ありますので、普通はその国全体から輸入をとめます。ただ、今回のこの封じ込め地域という考え方は、今現在きれいな国で、極めて限られた数の限定的な発生があった場合に封じ込め地区というものを設定して、それがワークしていれば、それ以外の地域を清浄と認めて、封じ込め地区以外からの畜産物の貿易は継続的に認めようという考え方あります。これイメージでありますけれども、こういうように全体、清浄な国なり地域で極めて限られた範囲で口蹄疫が発生したと。それに対してきちんとした封じ込めをやっているということが確認できるのであれば、そのほかの農場からの牛肉は輸入を継続しようということ

であります。

この封じ込めの要件は、実は昨年採択をされております。ここに書いておりますのが、発生が限定的であるという場合の具体的な要件として、迅速に通報されている、移動禁止措置がとられているといったようなことがありますけれども、このアンダーラインが今回改正をするということで提案されているものでして、初発及び発生源と思われるものが特定されているということでもあります。それから、少なくとも潜伏期間、潜伏期間というのは、その家畜が病気に感染してから実際に症状を出すまでの期間を言いますけれども、口蹄疫であると大体2週間ぐらいであろうかと思えますけれども、そういった潜伏期間の少なくとも2倍の期間この封じ込め地区で新たな発生がないということで、ある意味ここは要件の強化というふうに言うことができると思います。

ただ、一方で、もう一つ、昨年採択されたもともとの要件では、摘発淘汰、つまり発生を確認したら、その家畜は処分をなさないと、つまり殺処分をなさないと規定があったわけですが、今回その摘発淘汰政策に加えて、その他の効果的な方法を認めようという提案でございます、それはある意味要件の緩和というふうに理解できると思います。

ただ、この内容そのものは現時点では明確に書いてございませんけれども、恐らくワクチンを打つとか、そういった形のことが想定されるのではないかと思いますけれども、こういう改正提案が出されております。

それから、これも新しい提案で、ある意味明確化だと思いますけれども、封じ込め地区内の感受性動物については、その地区に属していると明確に確認されるという要件を追加しようということで、こういう提案がなされております。

それから、もう一点、これは、この封じ込め地区というのは口蹄疫についていろいろ昨年来議論をしてきましたけれども、口蹄疫という病気に適用できるのであれば、それはそのほかの病気にも適用できるであろうという考え方のもとに、先ほど言いましたゾーンとコンパートメントという一般規定の中にこの封じ込め地区というものの考え方を一般化して、ゾーンの一つの形態という考え方で一般規定に移しかえて、その他の病気にも適用できるようにしていこうということが提案をされております。

実は、イギリスで今年の8月に口蹄疫が出ました。その場合の例を参考に考えてみたいと思っております。サリー州で発生をしました。8月3日と7日に農場1、2というところで発生しましたので、移動制限区域を設定して、かつサーベイラ

ンス、周りの牛に感染が広がっていないかどうかを検査するゾーンを設定した。ところが、9月12日になりまして、今度もともと発生したところから50キロ離れたところで続発、再発がございました。最終的に都合8の農場まで発生農家が確認をされたということがございました。

そのときのEUとイギリスの対応ですけれども、3日に確認をされまして、そういういろんなサーベイランス地域というものを設定した。7日に第2例目が発生したと確認しました。25日にサーベイランス地域を除いてEU域内でのイギリスの生きた家畜及び肉製品の輸入を一たん解禁をしました。8日にはサーベイランス地域も解除いたしました。

ところが、先ほど言いましたように、9月12日になりましてまた続発がございましたので、今度はイギリスの全体、北アイルランドという別の島を除いておりますけれども、イギリス全体からの肉製品を再度輸入禁止をするということで、EU全体で規制を改めて強化をしたと、こういう動きがございました。

それを簡単に見てみますと、発生してしばらくしたときに続発がなかったものですから、このサーベイランス地域を除いて、全体で貿易を可能にしたんですけれども、続発がございましたので、やはりこの限られた地域だけでの封じ込めがうまくいかなかったというふうにある意味考えて、こういったエリア、この水色のところのエリアまで貿易制限を最終的には拡大をするといった措置をとったということがございまして、なかなかこの経験から見て私どもが感じたのは、やはり口蹄疫という感染力の強い病気に直ちにこの封じ込め地区というような考え方を適用するというのは難しいものがあるのではないかなというふうに感じたということでございます。

それから、最後にBSEでございますけれども、BSEの貿易条件は、先ほど小川課長から説明がございましたけれども、無視できるリスクの国ですとかいろいろな要件があります。無視できる国のリスクというのは、基本的にBSEのリスクを無視していいだろうということで、発生が過去にないような国で、きちんと対策が講じられているような国、国内で発生があっても11年以上前に発生した古い発生であると、こういった場合には無視できるリスクの国に認めましょうと。

それから、もう一つ管理されたリスクの国、これは現に今発生があるような場合、発生がなくてもきちんとしたフィードバンですとか教育訓練、こういったものができていないような国は一段低い管理されたリスクの国というように区分をしようということで、BSEの大きなリスク、ステータスが決まっております。

これはそれぞれA型サーベイランス、B型サーベイランスということで、無視できるリスクの国であればこのB型サーベイランスをやっていないといけないというような、それから管理されたリスクの国であればA型サーベイランスをやっていなさいというような要件がございまして、今ステータスとして申し上げた管理された国、それから無視できる国、それから両方に入らない、リスクが全くわからない国を不明のリスク国というふうに3つに区分をしているわけです。骨から製造されるゼラチンにつきまして、現在の規定は、管理された国から輸入されるゼラチンについては、30カ月齢を超える牛の頭の骨を除去して製造しなさいと、これを使ってはいけませんと。それから、不明のリスクの国は、さらに月齢要求が厳しくなったり、脊柱を追加するということで、条件を厳しくして、そういったものから製造してはなりませんというのが今の規定なんです。

ところが、昨年の改正案で、それぞれそういった要件を全部廃止してしまいたいと、つまりどういうステータスの国であっても、骨に由来するゼラチンについては、貿易を可能にしようという提案がございました。これはニュージーランドから現にそういうBSEの異常プリオンを骨に、言ってみればまぶして、それを通常のゼラチンの製造工程で製造してみて、感染性を確認する実験をしたんですけれども、感染性は確認をされなかったと、こういう実験データに基づいております。

ただ、やはり引き続き議論をする必要があるということで、昨年は、これは採択をされませんでした。

今回どういう改正提案が出てきたかと申しますと、管理された国につきましても、12カ月齢、今30のものを強化しましょう。一方で、不明のリスクの国の脊柱という要件については逆に廃止をしますということで、結果的に管理された国も不明のリスクの国も、12カ月齢を超える牛の頭の骨は原料としては使ってはなりませんという改正提案がなされたということでございます。

これは先ほど言いましたように、昨年来のいろんな科学的な実験データ、こういったものを踏まえて、改めてOIEの側で検討し直して、こういう提案をしてきたということであらうというふうに思っております。

ちょっと大変駆け足で申しわけなかったんですが、終わる前にもう一度資料の3を、お手元にあろうかと思いますが、ご確認をいただきたいんですが、一たん休憩を挟みまして、また再開をした際に、私どもとしてこういう論点でいろいろご意見を承ることができればということでまとめたものでございます。

(1) でございます。コンパートメントの認定手続。一般ガイドライン案では、コンパートメントの認定を受けようとする経営者は獣医当局に対して、そこに書いてございますような隔離とかに関します書類、生産記録、サーベイランスの計画、こういったものを提出することになっているわけですが、そういった内容で妥当なのかどうかという論点が1つであります。

それから、コンパートメントの監督管理。獣医当局がきちんとそれを継続的に監督すべきであると、あるいはその情報が輸入国にも入手できるようにすべきであるというふうに書いてございます。これにつきまして、コンパートメントを認定するとき、あるいは認定した後どういうふうに継続的に監督管理、こういったものをやっていくのか、それを具体的にどういうふうにやる必要があるのかと、あるいは、輸入国として、そういった輸出国の検疫、獣医当局がやっていることに対してどのようにかかわっていくべきなのかということについてご意見をいただきたいというふうに考えております。

それから、口蹄疫でございます。認定要件の見直しの(1)でございますけれども、摘発淘汰というものが必須だったわけでございますけれども、先ほど言いましたように、それ以外の効果的方法もとることも可能にしようという提案がなされております。

そういったものについて①でございますけれども、ワクチン接種といったものが考えられるわけですが、口蹄疫についてこういう方法は妥当なのかどうかということでございます。

それから、潜伏期間の2倍の期間発生が少なくともないということで、ある意味強化の部分があるわけですが、そういったものについてどうかということでございます。

それから、一般規定へ追加すると、つまり口蹄疫で適用できる概念、考え方であれば、その他の病気にも適用できるであろうということで、一般規定にも追加をするという提案が出されておりますけれども、そういったことについてどういうふうに考えるかということでございます。

それから、BSE、ゼラチンにつきまして骨の月齢要件を先ほど申しましたように、現在ある30というものを12に統一をするというと同時に、脊柱については制限原料から除外をして利用を可能にするという提案がなされているわけでございますけれども、そのことについてどういうふうに考えるか。

こういう主要な論点を選ばせていただいておりますけれども、これについてご意見をいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。

会場の時計がちょうど11時を指しておりますので、11時10分再開ということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

○浅川消費者情報官 では、再開をしたいと思います。

まず、O I Eコードの改正提案について意見交換を行う前に、先ほど国際基準課長の小川から情報提供を行いましたO I E公式認定について何かご質問がありましたらよろしくお願いたします。

はい、それでは、最初に手を挙げていただいた山浦さん、お願いします。

○山浦副代表運営委員 ありがとうございます。O I Eの公式認定、清浄国というふうに認めるというルールですけれども、それについて疑問がありますのでお伺いしたいと思います。

資料の、スライドの10ページに当たるんでしょうか、公式認定の手続の概要（2）というところですが、技術的に十分な反対意見が提出された場合などは見送るというふうにありますけれども、この手続としては、最終的に全会一致という形になるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

病気によってはその原因とか感染経路というものがはっきりしている場合もあるかと思えますけれども、そうではないものもあるわけですし、やはり人獣共通感染症を考えますと、予防的にそのリスクがある可能性ということを考えれば、やはり慎重にやらなければいけないんじゃないかというふうに考えますので、この点についての手続がどうなっているかということが気になるからです。

それから、もう一点ですが、最後の11ページのところですけれども、公式認定の効力ということで、日本のご提案で公式認定は考慮するけれども、別途リスク評価が必要というふうにおっしゃられましたけれども、これは各国が行うリスク評価をあわせてやらなければいけないという、そういう意味なのか、それとも、例えば輸入国である日本がそういった輸出国に対してリスク評価を行って、そこで清浄かどうかということを決めていいという、そういうニュアンスであるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

いずれにしても、この公式認定ということでどんどんとルールがつくられてしまいますと、非常に貿易促進的な部分だけが目立つような感じがいたしますので、この点について慎重な対応を求めたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、引き続き、たしか原さん、手を挙げておられましたね。お願いします。

○原スタッフ 公式認定に関して、日本で米国産牛の輸入再開の評価を食品安全委員会で吉川先生を中心にされたときに、安全性に関する資料が非常に不足しているという中で苦勞して評価されたかと思うんですけれども、このO I Eの公式認定に当たって、各国から、当該国から資料がきちんと提出をされて、それがしかるべき形で評価をされるのかどうかというところに大変大きな問題があると思うわけです。その資料の提出なり、それから議論というものが透明性が確保されてきちんと公表されているのかということ伺いたしたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

神田さん、引き続きお願いいたします。

○神田事務局長 関連ですけれども、先ほど山浦さんの関連かなと思いますが、それに加えて公式認定の手續の概要の1のところですが、これは全部質問状に対する資料を返してもらおうと、そのことをもとに専門家会合で評価をし、外部委員会に報告されて、それをまたもとに次のところで、それを踏まえて認定案を作成するという形で、これは資料に基づいてということだけなのではないでしょうか。それについての裏づけをきちっととった上で、最終的な認定案がつけられるのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それから、小林さん、お願いします。

○小林専務理事 資料3の、質問なんですけれども、確認というか、(1)ですね、コンパートメントの認定手續で……

○浅川消費者情報官 申しわけございません。今の質疑応答なんですけれども、最初の公式認定についてということなので、コンパートメントでございますか。

○小林専務理事 ちょっと資料全般の確認とあれなんですけれども。

○浅川消費者情報官 わかりました。どうぞ。

○小林専務理事 認定を受けようとする経営者と書いてありますね。これは国と国との関係ではなくて、その発生国の一定地域以外の経営者がという解釈でよろしいのかどうかで

すね。国と国との関係でやるべきだと思うんですけれども、それから、封じ込め地区というか限定されることに関する事なんですけれども、日本では人畜共通伝染病という形で、一定地区の移動禁止とか何だか決まっていますよね。それとの関係で、これ10キロとか何か書いてあったですね、以前の、この資料の中には。それが日本の基準とどう違うのかです、それがもう一つと、疾病によって移動制限区域とかそういうものを分ける必要があると思うんですけれども、例えばBSEであるならば一定の区域じゃなくて、その農家を限定してやればいはずでありますから、そのへんをご説明いただきたい。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

今のご質問はOIEのほうのコンパートメント、口蹄疫の封じ込め地区の関係ですので、少し後でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、このOIEの公式認定について、山浦さん初めいろいろご質問が出されましたけれども、小川課長からお願いします。

○小川国際基準課長 山浦さん、原さん、神田さん、質問ありがとうございます。順を追って説明してまいりたいと思います。

まず、山浦さんからご質問いただきまして、資料1のスライド10でございますが、この最終的なところ、提出して採択をするという部分でございますけれども、これはOIEでは通常のルールの多数決です。したがって、全会一致ではございません。多数決によって決まります。

それから、予防原則、リスク評価などなどの点でご指摘をいただきましたが、これはスライドで申し上げますと、8ページを見ていただきますと、8ページと恐らく添付した資料で申し上げた別添の2の部分に該当してくるところでございます。

3つの疾病について申し上げます、まさにサーベイランスデータに基づいてフリーかどうかということを確認しております。

他方、BSEの部分につきましては、リスク評価という部分もプラスして判断を行っているという手続になります。

それから、最後に貿易促進的効果を持つ措置であるということでございます。これは6枚目のスライドを見ていただきますと、そもそもOIEにおいて公的認定と、もちろん認定してそれを受け入れれば貿易は再開されるということをもって促進ということには事実上なるわけでございますけれども、意図といたしましては、どうやって伝染性疾病をしっかりと通報してもらうかと、それを世界中に知らしめて警戒してもらうかというのが主眼で

ございます。

ただ、一回通報すると二度と再開につながらないということになれば、通常の間人社会でも、どうしようかなというふうに悩むわけですね。それをしっかりと通報してもらうということを確認するための措置ということがスタートでございます。

それから、2番目、原さんからいただきました手続の透明性についてでございます。

これはスライドのちょうど1枚で見えますが、9と10でございますが、手続のルールについてはまずインターネット上公表されておりますし、質問票についてもインターネット上公表されております。それに基づいた各国の生データは、現在公表はされていません。それに基づいた専門家会合のレポートなり、それを議論した科学委のレポートというものはすべて公表されています。この生データの部分については、申請した国と、審査した側との2国間の関係に移行してくると思います。

それから、最後に神田委員からいただきましたこの手続、恐らく私の理解は、これ文書主義でやっているのかということになるかと思ひます。

原則は文書主義です。ルール上は、専門家が審査する段階で、これは見に行つたほうがいいだろうという判断をすると見に行くという手続は用意されておりますが、私が知る限りこの手続、つまり現地を見に行くという手続が発動されたということは承知していません。その意味では、現実問題としては文書、ルール上は見に行こうと思えば、判断すれば見に行くオプションも存在はしております。

以上でございます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○山浦副代表運営委員 先ほどの最後の質問で、11ページの、例えば日本のリスク評価ということについての意義をお答えいただきたいと思ひます。

○小川国際基準課長 失礼いたしました。たくさんありまして、1つ抜かしてしまいました。

この11ページ、最後、別途リスク評価が必要ということでございますが、日本としてリスク評価をすることが必要という趣旨でこの文書は書いてございます。

○浅川消費者情報官 和田さん、どうぞ。

○和田参与 今までとダブるところは省かせていただきまして、認定手続や何かのところは何回も獣医当局ということが出てくるんですけども、この獣医当局というのが、何て

いうんでしょうか、輸入国にとりましては相当意味があることだと思うんですけども、どれだけ信頼性があるのかというようなことの客観的な何か資格要件のようなものがあるのでしょうか。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

今のご質問はO I Eコードのほうではないかと思imasので、また後ほど川島から答えさせていただきます。

このO I Eの認定手続、公式認定についてほかに何かご質問などございませんでしょうか。

質問がないようですので、次に改正案、O I Eコードの改正案について、3つのポイントについて順番に意見交換をしていきたいと思imas。

1回のご発言なんですけれども、おおむね2分ぐらいで簡潔にお願いをしたいと思います。O I Eコード改正案に的を絞って議論を行っていただけると幸いです。また、行政からの回答も簡潔に、手短に行ってください。

議論を効率的に進行する観点から、生産者と関連事業者につきましては、議題ごとに違いますので、席を入れかわっていただくことにしています。お手数をかけて申しわけありませんが、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、コンパートメントについてです。コンパートメントの適用に関する一般ガイドラインの追加などについて、論点は資料3にこちらでまとめましたけれども、今回の改正についてのお考えがありましたら、ご意見がありましたら挙手をお願ひしたいと思います。

それから、先ほど小林さんと和田さんからご質問がありましたことについては、改めてこちらからお答えをしたいと思います。この他に何かご質問、ご意見がございませんでしょうか。柴田さんよろしくお願ひします。

○柴田所長 このコンパートメントというルールは、安易な輸入促進につながるような感じを受けるので、ぜひそのところについては慎重にやっていただきたいということです、そもそも、インフルエンザにコンパートメントというこういう概念が当てはまる疾病なのかどうかというのが、私自身は非常に疑問に思imas。日本の発生を見ていませしても、いつどこで発生するか分からない。日本は、かなりバイオセキュリティーに対しては世界のトップクラスにあると私は思うんですけども、それでもやはり発生してしまふ。こういうような疾病に対して、コンパートメントという概念が当てはまるのかどうか疑問に思imas。それと大きい疑問ですが、例えば、コンパートメントに認定されて、近接するよう

な農場とか付属施設でインフルエンザが発生したときにそれがどうなるかということですが、日本の場合は移動制限区域が10キロあって、30キロまで広げられるということですが、少なくともコンパートメントを認めるような施設に関しては10キロ、できれば30キロ以内にそのインフルエンザが発生していない施設ということは今条件として必要じゃないかなと思います。こういうコンパートメント申請するところは、多分ですね、かなり頻発して鳥インフルエンザが発生しているからこういうことをやってくれと認定を上げてくると思うので、そういう場合は、認める条件として、少なくとも10キロあるいは30キロ以内にインフルエンザの発生がないということと、その認定というのを定期的にしっかりモニターしてもらって、日本でもすべての農場が、発生したときには毎日死亡羽数を行政に報告したり、あるいは全農場を抗体検査やっていますので、日本と同等レベルの衛生条件を相手にもしっかりやってもらいたいです。少なくとも10キロ以内、30キロ以内に発生が全くない、バイオセキュリティをしっかりしている農場。これを読むと、農場自体が衛生検査をするということはないですね。文書で報告するとありますけれど、例えば症状がはっきりしないH5、H7の場合、弱毒性が入ってきた場合に、茨城の例みたいに知らぬ間に広がっているという可能性もあるわけですので、ぜひ抗体検査を定期的にやって、陰性を証明するというような条件もぜひ付けてもらいたいです。かなりハードルの高い条件をつけていたかないと、日本が移動制限区域内の農場の鶏は移動できないのに、海外では隣に発生していても横のコンパートメントからの鶏は出荷できるという、そういう大きい矛盾が発生すると思いますので、ぜひもう少し厳しい条件を明確につけていただきたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、小笠原さん、お願いします。

○小笠原常務理事 お話を伺っていますと、どうも生産国、輸出国が強く主張しての提案じゃないかなという感じがしました。我が国のような輸入国の立場からの提案は余りないんじゃないかなという感じがしました。

したがって、先ほど川島室長の方から科学委員会、コード委員会、6名が委員だということですが、日本はその科学委員会、コード委員会に出ているのか、生産国、輸出国、仕分けは難しいのかもしれませんが、その委員の構成はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、山浦さん、お願いします。

○山浦副代表運営委員 ありがとうございます。スライドの13ページで一般ガイドライン案ということでご説明いただきましたけれども、ここでの特定の疾病ですが、今鳥インフルエンザと口蹄疫の話を中心になされましたけれども、BSEはこの対象になる可能性があるのかどうかですね。そのほかの疾病につきましても、まだその原因が未解明な部分があるという場合に、安易にこのコンパートメントという形でもって輸出を許可するということは問題ではないかと思っておりますので、その対象についてどういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

それから、18ページのところで、トレーサビリティシステムということでお話いただきましたけれども、例えば鳥の場合は、トレーサビリティは一羽ごとか、あるいは群でやるのかとか、その辺の実効性の確保のための考え方というのは今どうなっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、ちょっと切りまして、ここで回答をさせていただきたいと思っております。川島室長、お願いします。

○川島国際衛生対策室長 それでは、コンパートメントについてかなりご質問いただいております。最初小林委員からご意見としてありました例の経営者が申請をするということで、国と国との関係じゃないのかということについてですけれども、これは最終的に貿易という観点で、議論するときには輸出国政府と輸入国政府の協議になります。

輸出国政府が、これはコンパートメントとして認定するのに適当な施設であるという判断をするときには、その輸出をしようとする経営体、経営者がいろんな先ほど来ご説明しているようなバイオセキュリティ・プランですとか、過去の記録ですとか、サーベイランス計画ですとか、そういったものを輸出国の政府当局に申請をして、まずそこで認定を受ける、その後に輸出国と輸入国との協議が始まるという流れになります。

それから、和田委員からOIEのいわゆる獣医当局ということについてのご質問があったわけですが、これは獣医当局という場合、この英語でveterinary authorityというふうについておりますけれども、これは政府機関ということでございます。ですから、私ども、日本でいえば農林水産省なり、案件によっては厚生労働省ということになります。

ただ、このコードの中では、実は獣医当局という言葉のほかに獣医サービスと、veterinary servicesというような言葉が使われておまして、その違いは何かといいますと、最終的には獣医当局が最終的な権限を有しているんですけれども、現場現場でいろいろな

作業をする場合、日本でいうと国なり県の職員が一般的にはやりますけれども、それだけでは足りない場合には、県なり国からいわば委任をされた資格を有している獣医師、こういった方々が国の業務の一環としていろいろな現場での作業に携わられることがあると。その場合も、普通の獣医師さんということではなくて、国から一定の認定を受けている、ある意味、そういう公的な獣医師さんが携わられる場合がございます。そういう場合、獣医サービスというふうに言葉を使っております。

それから、柴田委員からご指摘がございましたコンパートメントが安易な輸入促進につながるのではないかとというような観点からのご質問でございまして、これはまさしくそういうご心配もあろうかと思えます。

ただ、一方で、例えば日本の状況を見ても、鳥のような場合、原種鶏とかそういったものというのはかなり輸出国から輸入をするという実態がございまして、種鶏産業というものの、原種鶏とかそういったものの衛生対策というものはかなり厳格に高いレベルでやられている。そういうところでは、国の一般の農家でインフルエンザが発生しても、そういう原種鶏農場のようなところできちんとしたバイオセキュリティ措置をやっている場合は発生していないというようなことがあるというようなことで、実際にどう認定するかというまさしく運用の世界になるとかなり難しい議論というのはいっぱい出てくるわけですが、考え方としてそういう通常のレベルより一段高い衛生管理というものをやることによって侵入防止をするということは議論としてはあり得るんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、実際くどうですけれども、では、具体的にどうやって認定するのか、あるいはそれが本当に有効に機能するのかどうかということは慎重に、やっぱり個別の問題として判断していく必要があるかというふうに考えております。

それから、コンパートメントの周辺での状況、これまた非常に重要な論点だと思います。今の一般ガイドラインに提示をされておりますのは、コンパートメントの外の農場の実情について、これは外部サーベイランスということでスライドでご説明を申し上げましたけれども、それをきちんとやりなさいということが書いてあります。そういう中で、どういう場合にそのコンパートメントを認定するか、これもやはりバイでの実態、運用上の個別の話としてはいろいろ議論はできると思いますけれども、一定のエリア30キロとかに発生していたら即だめなのかどうか、それはやはりそのコンパートメントでどういうバイオセキュリティ措置がとられているかということをやっぱり議論、つぶさにですね、見てい

く必要があるのではないかと考えてございます。

それから、日本と、国との同等性という言葉もご発言いただきました。これやはり、日本は非常に高い家畜衛生水準をこれまで維持してきておりますし、農林水産省それから都道府県、それから現場でやっていらっしゃる獣医師さんの方々のいろんなこれまでの蓄積の中で、かなり移動制限、こういった部分も含めて高い措置をとっているということで私どもも考えておりますので、相手国がまさしく移動制限措置をどういうふうにやられるのか、それはきちんと情報を求めていく必要があるかというふうに思っております。

それから、小笠原委員からの輸出国の主張に偏っているのではないかとということで、関連で、科学委員会、コード委員会の委員構成というご質問がございました。先ほど申しましたように、これは総会で、実は全世界を約6地域に分けておりまして、日本はアジア太平洋地域に所属しております。科学委員会は、今日ここにきていただいております動衛研の坂本先生が科学委員会でアジア・オセアニアの代表ということで選出をされて入っていらっしゃいます。それから、コード委員会は、ニュージーランドのほうで、やはりニュージーランドのバイオセキュリティ担当のドクター・マクダーミッドという方がアジア選出で参加をされております。

これはあくまで、日本を、それぞれの国を代表してということではございませんで、やはり専門家、科学者として公平な立場でいろいろな議論をするという立場で入っておられますので、そういった公平な立場で科学的な観点からご議論をいただいているということでございます。

それから、山浦委員からのご質問、BSEについてはコンパートメントの対象になるのかということでございますけれども、実は今のBSEコードをある程度ごらんいただいてもおわかりになるかと思うんですけれども、コンパートメントの考え方というのは、BSEというのは比較的、私の言葉でいうとなじみやすい部分が実はあるわけです。というのは、飼料規制をきちんとやった後に生まれた家畜というのはBSEに感染している可能性はある意味低いわけで、そういう意味で、実はBSEはコンパートメントの概念になじむんじゃないかと。

あるいは、オーガニック畜産みたいな考え方もあると思います。給与する飼料を、動物性たんぱくを全く与えないで、そういう植物性の飼料で給与するといったような考え方で生産されれば、BSEというのは飼料を介して感染が成立するという病気ですから、そういう意味ではある程度コンパートメントになじむ考え方ではあるかと思っておりますけれども

も、ただ現時点で申し上げれば、コンパートメントで、そういう形で貿易をしている国というものはございません。

それから、鶏のトレーサビリティ、やはり数が多い飼育形態というか、何万羽も飼うわけですけれども、その場合は、一般的に言うと、この足のところに、足管と言いますけれども金属性のタグをつけるというような形で個体識別をするということが一般的かと思えます。ただ、その場合も一羽一羽に別の異なった番号をつけるというのはなかなか難しいわけですから、そういう場合はフロック、群ごとに同じ番号を有する足管をつけて識別をするという形が一般的ではないかと思えます。

以上でございます。

○姫田動物衛生課長 少しつけ加えますと、特に柴田委員のお話の中で、鳥インフルエンザだということであつたらコンパートメントの意味に合っていないんじゃないかということですが、やはり先ほど川島から説明しましたように、例えばローマン社ですとかそういうようないわゆる国際的なブリーダーが、我が国の一般的なバイオセキュリティよりもさらに高いバイオセキュリティを持っているところがあつて、それが一定の国の中に偏在しておりますよね。それが一定の国の何カ国が、例えばカナダとアメリカとドイツとオランダで鳥インフルエンザが同時に発生したと、そうしたときに、世界中がいわゆる鶏の原種鶏なりの供給ができなくなってしまうということで、そういう意味ではフードセキュリティのほうに問題があるということになりかねないということもございます。

ですから、そういう意味で、高いバイオセキュリティを確保した上で、フードセキュリティのほうをしっかりとした原種鶏なんかの供給を安定化させるということからやはりそういうことが必要じゃないかという議論が始まったということでもございまして、そういう意味では、今後の具体的な個別のガイドラインなり、疾病ごとのガイドライン、個別のガイドラインなりの中でしっかりとしたセキュリティを盛り込んでいかないといけない。

それから、さらに最終的なバイの2国間の協議の中で当然一般ガイドライン以上のものを我々が、必要であれば要求していくことになるかと思えますから、それはもちろんそのバイの会談の中ではしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

○浅川消費者情報官 それでは、手が挙がりました。坂本さん、お願いします。

○坂本チーム長 動物衛生研究所坂本です。私、科学委員会をやって5年目になります。最初の3年は副委員長、今は委員をやっております。

それで、地域の構成なんですけれども、ヨーロッパの方が2名、それからアメリカ大陸

1名、それからアフリカ1名、アジアが私ということで5名から構成されております。

それから、ちょっと違うんですけれども、先ほどのO I Eの公式認定のことについてなんですが、これについては科学委員会に大変責任のあるところなんですけれども、実際におととしの事例で、アルゼンチンが口蹄疫の清浄化認定を申請してきたときに、ちょっと現地調査しなければわからないということで、O I Eから現地調査のチームがつくられて、そこに調査に入った経緯があります。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、亘さん、お願いします。

○亘副理事長 先ほどから、24番目ですけれども、コンパートメントの認定の手続のこの中で、その一番下のところに書いてあるんですが、輸入国にコンパートメントとして適切である旨の説明というのは、今お話などを聞いておりますと、認定料をもらっているO I Eが、ここがその旨を輸入国にするというふうに考えてよろしいんでしょうかというのが1点ございます。

そして、ちょっとお時間を30秒ほどいただいておりますが、後でもよろしいかと思ったんですけれども、途中でまた時間がなくて質問ができなくなると困りますので申し上げたいんですが、現在メタミドホスの食中毒事件で大変な状況が生まれてきておりまして、お電話をかけても電話が通じないという状況がございますので、今回ここには厚生労働省さんも、それから内閣府のリスクコミュニケーション委員会の方もいらっしゃいますので、できるだけ早い時期に、既に2カ月にならんとするこういう状況をいつまでも消費者に説明もなしに放置することはリスクコミュニケーションになじまないという考えを持っておりますので、早急な解決をお願いしたいと思います。

私は、これで、それだけ申し上げます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

今の餃子の関係につきましては、本日の会議のテーマではございませんので、大変申しわけございませんが、ご意見を承るといふことにさせていただきたいと思っております。

○亘副理事長 はい、結構でございます。

○浅川消費者情報官 それでは、山浦さん、引き続きお願いいたします。

○山浦副代表運営委員 ありがとうございます。25ページについて、川島室長の先ほどのご説明があったんですけれども、再度ご意見申し上げたいと思っております。

コンパートメントの対象が一般的なものであるということで、BSEも含まれるというお話でしたので、これはやはり慎重にしなければいけないんじゃないかということで、ぜひ日本としてもOIEの総会において、この一般的なコンパートメントというものが導入されて、その手続が具体的に決まるということについては、慎重に対処していただきたいというふうに思います。

BSE対策については、飼料規制とか、そういうふうなレベルでなされているから大丈夫だというふうな議論だけでは済まない問題があるわけですし、その原因究明の問題をしっかりと日本でも今やっているわけですから、こういった問題について安易に貿易促進的なルールをつくるということには問題があると思います。

この25ページのこの規定について言えば、輸出国と輸入国の関係があるわけですがけれども、輸出国のほうでもしコンパートメントをとりたいということであれば、しっかりと科学的な検証をして、それを輸出国に認めてもらうような、そういうふうなことをしっかりとやらなければいけないんじゃないか。つまりその挙証責任が輸出国のほうにあるというところをぜひ明記していただきたいというふうに思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。吉川先生、よろしくお願いします。

○吉川教授 ちょっと何となく議論がこんがらかっている気がするんですね。最初のほうの定義であった国のディジーズフリーであるか、あるいはリスクステータスをOIEが認定するということと、今各項の疾病に関して企業単位で、例えば封じ込められて、こういう対策がとれているからその国に認定してそれを例えば輸出国の獣医当局が認めるか、認めないかというのは全然レベルの違う話だから、分けて議論しなきゃいけないと思います。

それから、ここで見る限り、コンパートメントという、ここで提案されている考え方というのは、ある種一つの企業体単位のことであって、先ほど例にとった、例えばBSEの飼料規制前か後かというものをコンパートメントというこの定義の中に拡大解釈するのはやはり私は混乱するんだろうという気がする。そういう対策のとり方あってしかるべきだと思うんですけども、コンパートメントというこの定義に入れるのは、余り私は適切ではないんじゃないかというふうに思います。

考えてみると、九十幾つかの、93ぐらいの疾病がありますけれども、例えば動物種で言うなら、馬から豚から牛から鶏からヤギから羊、どれがこういった封じ込めに適する動物なのか。感染症も非常に急性な感染症からBSEみたいのものすごく潜伏期の長い感染症まであります。

あと病原体についても、割合容易に不活化できるものから非常に抵抗性のものまでである。こういったものすごい組み合わせの中で、それを無視してコンパートメントという一般概念を具体例なしにこういう基準でどうだという提案は余り科学的でないと思っております。

だから、もしこういうものが適用できるとすると、どういう疾病の、どういう対象動物の、どういうシステムであればいけるのかということをやっぱりある程度明確にしないと、それを無視して一般論でまず決めてしまおうというのは余り先に進めないんじゃないかと思っておりますけれども、どうですか。

○浅川消費者情報官 吉川先生、ありがとうございました。

それに対して、今一通り何人かの方からご意見いただきましたけれども、川島室長、お願いします。

○川島国際衛生対策室長 亘委員からございましたコンパートメントとその認定料ということだったと思っておりますけれども……

○亘副理事長 認定料ということではなくて、輸入国にコンパートメントとして適切である旨の説明をするのはO I Eなんでしょうかということなんです。

○川島国際衛生対策室長 わかりました。失礼しました。コンパートメントの場合は、今提案をされております手続によりますと、輸出国の獣医当局が直接輸入国の獣医当局に情報提供、説明をするという仕組みでありまして、その際にO I Eの側がかかわるという仕組みにはなっておりません。

それから、山浦委員からのB S Eについてコンパートメントを適用するということについては慎重に対応するべきであるというご意見であろうかというふうに考えておりますが、先ほど申しましたように、今B S Eについては、管理された国、O I E上は管理された国、それから無視できるリスクの国、あるいは不明のリスクの国という3つのカテゴリーで実際にはいろいろ評価もされておりますし、O I Eでのステータス評価もされておりました、コンパートメントといったものを適用して貿易をしていこうという動きが具体的に出ているということではないというふうに理解をしております。

私どもも、この問題については、食品安全委員会でのいろいろな評価を受けた上で対応していくということで対応してきておりますので、そういう意味では、ご意見も踏まえて今後も対応していきたいというふうに考えております。

それから、吉川委員からございましたコンパートメントの適用について、93の疾病それ

ぞれいろいろな病性、潜伏期間があるわけで、具体的なそういう例もなく一般化をして適用していくのはどうなのかということについてでありますけれども、確かに今私もご説明申し上げましたように、すべての疾病に適用できるわけではない。それは、すべての疾病に適用できないという例として、例えば牛のような放牧といったような形態をとっているような飼養形態にある場合は、やはりコンパートメントということになじまないというような議論もなされております。

また、媒介動物を介して、吸血の動物を介して伝播するような病気についてもなじまないというような、一般的な議論はなされておりますけれども、では、個別にこの疾病については適用できる、できないというような議論が現時点でなされているわけではございませんので、やはり個別の疾病に適用していくということに当たっては、そういった病性、こういったものを個別にそれぞれ議論して考えていく必要があるかと思っています。

こういう形で、特に鳥あたりを念頭に置いて議論がなされているというのは、現在鳥インフルエンザがいろいろ病気が出ていると、その中で、その国の発生状態を見てみると、例えば国によっては、同じ一つの国の中に裏庭養鶏のような放し飼いの養鶏の形態をとっているところから、先ほどスライドでご紹介したようになりかなり密閉性の高い、あるいは原種鶏産業のようになりかなり高度なバイオセキュリティ措置をとっている、そういう業態もあるという、そういう中でのこれまでの発生状況をいろいろ見てみると、同じ国の中でも、発生している国の中でも原種鶏農場のようにきっちりとした衛生管理をとっているところではインフルエンザが入っていない、発生していないというような実情もあるようでして、そういった実態を見ながら議論が行われているというのが実情としてはそういうことではないかというふうに理解をしております。

以上です。

○浅川消費者情報官 それでは、林さん、よろしく申し上げます。

○林理事 日本養豚協会の林と申しますが、生産者でございますので、生産者的なことでちょっと心配になることがありますので発言させていただきます。

まず、今までは国レベルの、国単位での清浄性ということで豚肉の輸出入が同意されていたと思うんですが、それが国レベルではなくてコンパートメントということで、その中の一部地域あるいは一部企業みたいな形でいいじゃないかということになりますと、やはり疾病みたいなものは、国レベルで、その広い地域で防圧することが大事なわけで、一部地域で、あるいは囲われたフェンスの中できれいになったからと、それで貿易できてしま

うんだということになりますと、いわゆる今度は国レベルでの防疫に対するエネルギーが低下してくると思うんですね。そういうことが結局いつまでたっても病気がきれいにならないとか、逆にいろんな問題が起きてくる可能性があるというふうに考えます。

それと、もう一つは、口蹄疫についてですけれども、口蹄疫については、このいわゆるOIEコードが非常に甘いというか、考えられないようなことが、例えばワクチン接種が想定とかありますけれども、ワクチンは型もたくさんあって、効かないのがわかっているのにそういうものを想定するなんていうことはちょっと考えられない。

それから、あと、例えば潜伏期間の2倍、その潜伏期間というのが2週間で、その2倍というと大体1カ月でもう封じ込め地区が設定できるといいますか、そういうふうなことって、それとか、あとどこかに50キロとか、初発農場ですか、そこから50キロ、そういう1日200キロぐらい感染するという話も聞きますし、そういうことからすると、やはり口蹄疫なんかは到底このコンパートメントという考えになじまない、最低でも国レベルだという感じがいたします。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

今のご質問については、口蹄疫の中でまとめてお答えをしたいと思います。

それでは、大体ご意見も一通り出たと思いますので、次に口蹄疫について議論を進めていきたいと思えます。

口蹄疫については、封じ込め地区の設定要件、あとそれから口蹄疫以外の疾病にも封じ込め地区を適用すること、この2点が大きな提案だと思いますが、これについてご意見がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

では、まず林さんからいただいたご意見に答えをしたいと思います。

○川島国際衛生対策室長 それでは、封じ込め地区の関係で、最初に小林委員のほうからご意見をいただいております。そのご意見は、5キロとか10キロとか、私がスライドでご紹介、ご説明を申し上げたのは、イギリスで実際に昨年口蹄疫が発生したときに、イギリスの側でサーベイランス地域ですとか、発生農家から10キロのところを区切って一定の防疫措置をとった例としてご紹介を申し上げたわけです。

EUも恐らく当時は、8月に出た当時は、その10キロのサーベイランス地区を一つの封じ込め地区に当たるものというふうに理解をして、いろいろ防疫措置をとって、それが2例目で終息するかに見えたときに、EU域内のほかの加盟国がサーベイランス区域以外の

イギリスからの畜産物の輸入を認める措置をとったということで、恐らくそのイギリスは当時あれを封じ込めの一つの例として防疫措置を考えたんじゃないかなというふうに思っているわけです。

ところが、ご紹介したように9月に入って続発があって、それが初発農場から50キロ離れたところを出たということがあって、その封じ込め地区という考え方を少しやっぱり変えて、もっと広いエリアでの移動制限区域というような形で措置を一段強化せざるを得なくなったという経緯があるかというふうにも思っています。

そういう意味で、イギリス、EU自身もやはり口蹄疫になかなか封じ込め地区というものの考え方を具体的に適用するのは難しいんだろうというふうに経験をしたというふうに思って、その経験としてご紹介申し上げたんですけれども、コードという観点で見ると、今回提案されている封じ込め地区の設定要件の中に、具体的に何キロで引きなさいというようなことは書いてございません。あくまでその防疫当局がどういうエリアで、あるいはその地域の飼養実態とかに応じて何キロが適当な地区かと、封じ込め地区として適当かということ判断していくことになるわけですが、イギリスでの経験を踏まえると、やはりある程度の広がりを持ったエリアでないとなかなか実際に封じ込め地区を設定するのは難しいんじゃないかなというふうに考えているのではないかと思いますし、私自身もそういう考え方をとっておりますので、やはり封じ込め地区みたいな考え方はなかなか具体的に適用するというのはそう簡単ではないというふうに理解をしております。

それから、林委員からご意見ございましたコンパートメントもしかり、それから封じ込め地区もしかりということで、国全体で一つの病気を撲滅していくということから考えると、なかなかそちらが追いついていかないんじゃないかというご意見は、恐らくそういうご意見はまさしくあると思います。

特に、これまではゾーニングというような考え方で一定の汚染地区を認めて、その汚染地区に対して防疫措置をとっていこうというふうに考えていたわけですが、コンパートメントということになると、実は先ほど言いましたように、裏庭養鶏のようなバイオセキュリティレベルの低いところは常に汚染されていく可能性があって、一方、きれいなところはきれいなものが維持できる。そうすると、地域なり、あるいは国という観点から見ると、病気を撲滅していこうという意味でいくと、非常にそれは問題があるというか、難しくなっていくというご懸念は、私もそのとおりだと思います。

OIEも、やはり最終目的は病気を国から撲滅していく、清浄化していくというのが最

終目的であるということは理解をされていると思います。ただ、やはり現に病気が出たときに、その病気の発生に伴ういろいろな経済的な被害、そういったものを考慮に入れながら、あるいはその病気を考える、貿易を考える際に、直ちに国全体を清浄化することが難しい事態というのも、やっぱり現実問題としてあるのも事実ですから、そういう中でこういう考え方を取り入れていこうということで提案されているというふうに考えております。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、こちらからコメントをお願いしたいと思うんですけども、より現場に近いところで実務に携わっておられると思いますが、鹿児島県の田原さん、何かコメントはございますでしょうか。

○田原事務局長 当方で伝染病が発生したときに、蔓延防止措置等に携わってきた立場で申しますと、国内で過去に口蹄疫が発生した際のことや、空気感染をするような疾病であり、いろんな動物に感染をするような口蹄疫につきまして考えますと、封じ込めというような概念が通じるのかというようなことを大変不安に感じます。

それと、仮にこういう封じ込め地区というのが設定をされた場合に、いろんな畜産物を輸入している我が国の対応としては、最初資料の説明で川島室長からもご説明があったんですが、先ほどのコンパートメントのところでもありましたように、輸入国の家畜衛生管理体制のリスク評価につきまして、きちんと科学的に我が国の評価をしっかりとやっていただいて、本当にそういう国から輸入畜産物を入れて大丈夫なのかどうか、そこらあたりをしっかりとやっていただくことが一番大事になってくるんじゃないかというふうに考えています。

また、そういう意味では、それぞれの疾病ごとに専門家の方々を含めた、輸出国の家畜衛生管理状況の科学的な評価を行い、その評価に基づいた輸入の実施というものが大変重要になってくるんじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

このほかに何か、口蹄疫の関係で、和田さん、お願いいたします。

○和田参与 封じ込め地区の設定要件の見直しで、その他の効果的な方法という、現時点では不明となっておりますけれども、本当にこれは私たちから考えますと、緩和というあれが出てまいりますので、その辺のところ、具体的なあれを十分に厳しく対応していただ

きたいということをお願いしておきたいと思います。

申しわけありません、ちょっと先に失礼します。一言だけお願いしておきたいのは、やはり消費者の立場で見ておきますと、O I Eのいろいろな提案あるいはその討議というのが、本当に輸出国の強さというものをしみじみ感じるようになっております。

一昨年でしたか、同じ会合で配られました我が国のコメントの中に、O I EはB S Eの撲滅と食の安全確保を最終目標として設定すべきであると、そして、事務局は新たな科学的知見の蓄積を持たずして、頻繁に現行の条件の緩和に関する改正を提案すべきでないということが出されております。

それと、伺った範囲では、例えばコード委員会に関係する会議で配付されたすべての文書を添付することを要求するというようなこととか、それから会議が必ずしも公開になっていないと、少しずつよくなってきているというお話を伺っておりますけれども、ぜひこの辺のところを厳しく対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

このほかに何か、岩間さん、では、お願いします。

○岩間専務理事 現在日本は大変な畜産物の輸入国でもあるんですけども、一方で、昨年牛肉だけで、これまでになく日本から和牛をアメリカ、香港、それから鶏肉も、最近農林水産省のいろいろな振興策もあって、我が国から食肉が海外に輸出されるというのは今まで考えられなかったんですが、最近牛肉だけでも昨年1年間で20億円ぐらいの輸出金額になっていますし、今後かなり香港から、次は、一番は、皆さん考えているのは中国だと思うんですが、これまでの輸入から輸出も考えていかなきゃいけないという状況の中で、コンパートメント、それからこの封じ込め地区について、やっぱりO I Eの国際的な基準というのはある程度やっぱり尊重していくのが我が国のスタンスじゃないかなというふうに私ども考えております。

最終的には2国間で、輸入国と輸出国がそれぞれのレベルで議論するという事になっていきますので、一律にこの病気云々ということではないというふうに、それぞれ当事国で議論されるという現在のこの案で私どもいいのではないかと思います。

それから、この口蹄疫について、その他の効果的な方法ということで、想定されるのがワクチンだと思われま。現在のワクチンによって清浄化を、摘発淘汰というのはもちろ

んそれが望ましいと思うんですが、ワクチンを使うことによって清浄化にという移行期間の一つとしてワクチンを使用している国もあるということも現実ありますし、一律にこういう提案も、そういう努力している国があるということでもいいのではないかなというふうに考えております。

私のほうで思うのは、ゾーニングで、具体的に言いますとわかりやすいと思うんですが、例えばブラジルが現在口蹄疫汚染国になっているのですが、非常に大食肉生産国でもあるのですが、そこから現在豚肉とか牛肉は我が国に輸入できないんですが、特定の地域、いわゆるゾーニングで自然的な条件でその地域について非常に清浄化だという、口蹄疫の汚染がないという場合は、この封じ込め地区として読んでそういう輸入ができる、それこそ当事者間での話し合いが必要になると思いますけれども、そういうこともこの封じ込め地区で想定しているのかちょっとそこが私に理解できない、わからなかったので、その点について質問お願いしたいと思います。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで切らしていただきまして、いただいたご意見、ご質問に回答していきたいと思います。

○川島国際衛生対策室長 和田委員からご指摘のございました封じ込め地区の要件緩和でのその他の効果的な方法ということについての提案です。これについては、私どももワクチンを使うことを想定しているんだろうとっておりますけれども、やはり封じ込め地区の考え方そのものが今現在基本的に清浄な国において数限られた、すなわち限定的なという、少ない数で発生があったときに、それをきちんとそのエリアで抑え込んでしまおうという発想が封じ込め地区の考え方だと思っておりますので、基本的にはそういうきれいなところで病気が出たときは、やはり殺処分をすると、摘発淘汰をするというのが基本的な考え方ではないかというふうに思っております。それにかわる効果的な方法として、それが本当に封じ込めに役立つのかどうかという観点で見ていくと、専門家のご意見も伺いたいと思うんですけれども、必ずしもそういう意味で十分かどうかというところについては、やや疑問を私ども持っております。

それから、いわゆるOIEの手続のお話がございます、これおっしゃったとおりですね、私どもこれまでも何回かにわたってコメントを出しております。一挙にはなかなか改善は、もちろん事務局の体制とかあるわけで直ってはいきませんが、これまでに、やはりその議論についてはかなりの量でインターネット上で議事録、そういったものが公

開されるようになっております。それから、委員会の下にある特別会合、専門家の会合なんかの議論も出していただくようになっていきますし、またその改正に当たっては、2年ルールというのを採用しまして、これまでは一年一年でどんどん変えていったものを、やはり加盟国にきちんとした議論をする時間を与える必要があるということで、2年ルールということで2年目に採択をするというふうにルールを変えております。

それから、OIE総会での議論そのものも、これまでは代表1名しか議場に入れませんでしたけれども、やはり議論をする課題が多岐にわたるようになってきたことなんかもあると思いますけれども、昨年5月の場合ですと、少なくとも三、四人は入っているいろいろなそれぞれがコメントできるような形で改善をされております。引き続き私どもとしてもそういう透明性の向上については、コメント、発言をしていきたいというふうに考えております。

それから、岩間委員のお話で、封じ込め地区とそのゾーニングの考え方なんですけれども、それは、例えばブラジルの中で、あそこは大体ワクチンを接種して清浄な地域というのがほとんどで、ワクチンを使わないで清浄性を維持しているのはごく一部の地区に限られています。そういうところで仮に発生したときに、この封じ込め地区を適用する。つまり、きれいなところで数限られた限定的な発生があったときに封じ込め地区という防疫手段をとろうという考え方でありますので、今回提案されている中では、封じ込めはゾーニングの考え方の特殊な適用の形態であるというような言い方をしておりますけれども、コンパートメントと違うのは、やはりエリアに着目をしているということです。コンパートメントはバイオセキュリティに着目をしていると。

以上です。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

大変申しわけございませんが、時間も限られておりますので、次のBSEの関係に移りたいと思います。

今回の改正提案ですけれども、ゼラチンの製造に用いる原料についてリスク的に問題がないということで規制を見直すという案が出されておりますが、まず実際ゼラチンを加工しておられる立場からのご意見を伊藤さん、すみません、まだ着席して間もないですけれども、お願いしたいと思います。

○伊藤委員長 日本ゼラチン工業組合の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

先ほどゼラチンの製造要因に係りますBSEコードの改正点につきまして、国際衛生対

策室長からご説明をいただきました。そこで少し補足をさせていただきますと、参考資料1-5の15ページ目になると思いますけれども、今回の改正点は、月齢とそれからそこに使う部位の中で頭蓋骨の除去というところだけに絞って、脊椎は従来使えないところを使えるようにするというところだけではございませんで、やはり骨についてのこういった改正がなされる背景というのは、骨ゼラチンの場合には脂肪除去ですとか酸脱塩処理ですとか、酸・アルカリ処理、ろ過、138度以上4秒以上の加熱の処理が行われると、こういうような不活化の処理がゼラチンのBSEのリスクを無視できるまで非常に高く軽減できるという、こういった科学的なデータを背景にされて、骨ゼラチンの規制については一定の緩和ができるのではないかとということがあるわけです。

去年は、この改正案は、骨ゼラチンについては、頭蓋骨についても脊柱についてもすべて使えるような条件で、言ってみれば、その点に関しては無条件に安全に、ある程度までできないかという提案であったわけです。

それが、今回については、無視できる国以外のものについては、12カ月齢を超える頭蓋骨を除去して、なおかつ先ほど申し上げましたような骨ゼラチンの必要な不活化処理、これが同時に加えられることで問題ないでしょうと、そういう案になってきたわけでございます。

そこで、ここにいらっしゃる皆様方全員の理解のために、もう少し加えてご説明をしていただきたいのは、去年の骨ゼラチンについては、部位ですとか月齢ですとかそういったものを一切除いた条件での案については、幾つかの国、日本も含めてですけれども、幾つかの国でそれが否決されて、あるいはもう少し議論を進めたいということで結論を出さずに延期されたという経緯があったと思います。その辺の、なぜ容認されなかったかという経緯のご説明があったほうがもう少し理解されるのではないかと。

それから、今回の改正案につきましては、12カ月齢の牛の頭蓋骨だけというところが少し残ったわけですから、一挙に無条件にするものではなくて、少し戻ったという、条件に少し折衷案的な、後退的な案になったという、これについての科学的な根拠というんでしょうか、その辺のご説明があったほうがもう少しご理解されるんではないかと思っております。

いずれにしましても、日本ゼラチン工業組合、それから私どもが連絡をとっておりますヨーロッパのゼラチン工業組合、アメリカのゼラチン工業組合、南米、そしてアジア、パシフィックという世界すべてのゼラチン工業組合と連携をとりながら進めているこのゼラチンの製造の条件緩和につきましては、牛の骨のゼラチンであっても、この一定の不活化

の工程を経ることによってBSEリスクについては無視できるまで軽減できるという科学的なデータというのは、それぞれの地域の科学者、オーソリティーにはもう理解されているものというふうに思っているわけですが、やはり日本でさらにこれが、必要な規制をさらに盛り込んだ規制が必要だということであるのであれば、それは世界の意見とは違う意見を日本が持つということをもう少しはっきりと示す必要があるのではないかと思いますけれども、その辺についてもどのように日本政府としてはお考えなのかということも加えて説明が必要なのではないかと思います。

最後に、ちょっと長くなりまして申しわけないんですが、世界の骨ゼラチンの需要につきましてですけれども、製造の状況といたしまして、10年くらい前、少し古いデータでいきますと、酸性の豚皮ゼラチンが60%、牛の骨で20%、牛の皮で20%、60、20、20というようなのが、大分ちょっと古いんですが、そういうのが常識であったわけですが、最近の業界のデータの集計でいきますと、酸性豚皮ゼラチンで45%、牛の皮で30%、牛の骨で25%というふうに、日本では牛の骨ゼラチンは風評被害といたしまして、敬遠されて、牛の骨のゼラチンの製造も需要も減ってきておりますけれども、世界全体ではむしろ牛の皮、骨というのは比率的にはふえています。全体量もふえています。やはり、限られた牛の部位といたしまして、そういったものを有効に資源として活用するという点では、牛の骨についても使えるもの、使える部分、そういうようなものがふえていくということはステークホルダー、皆さん消費者も含めた全員としてもやはり有効なことではないかと思っておりますので、やはり必要な規制は必要だと思いますけれども、それをはるかに超える unnecessary 規制というところについては十分ご配慮いただけるようお願いしたいと、このように思います。よろしくお願いたします。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

それでは、国際交渉などの経緯についてのご説明を求めるということでもありますので、まずそれからお願いします、ご回答を。

○川島国際衛生対策室長 昨年のOIEの総会で、最終的にご案内のとおり骨由来のゼラチンについては、ニュージーランドで行われたスパイク試験、異常プリオンを使った実験で、通常のゼラチンの製造工程でいろいろ酸・アルカリ処理とかそういった工程を経るので、そういった実際の工程を経て感染試験をした結果、病原性は感染性が確認されなかったということの一つの考え方、根拠にいたしまして改正提案がなされたわけですが、最終的な姿としては、今おっしゃったように、いわゆるステータスにかかわらず、どのよ

うなステータスの国であっても取り扱っていい、いわゆる無条件物品と私ども申し上げておりますけれども、今ある章から、チャプターから無条件物品のほうに移行するということも含めて最終的に総会にかけられたわけです。

それに対しまして、基本的には、まずWHOのほうから、やはりまだ十分な科学的な議論が行われていないということで、いま一つ、もう一度十分な議論をするべきであると。それから、EUの側からも同じようにそういった意見が出てまいりました。

私どもとしまして、無条件物品に移すこと自身まで考えていくときに、その製造工程、いろいろ国によって違うということもあるので、一様に無条件物品に行くことが果たしていいかどうかというようなことも申し上げて、最終的には先ほどご紹介したように採択されずに引き続き検討ということになったという経緯があったわけでございます。

今回月齢を見直すという一方で、脊柱を外すという提案がなされておりました、これについては具体的になぜ脊柱を外して頭蓋骨は月齢を強化して残すかということについて具体的なコメントというか説明が実は私どもも承知をしておりませんので、そこについては考え方をやはり明らかにしていただくということが必要になろうかと思っています。

○伊藤委員長　ゼラチンに関してですけれども、BSEが日本で出てからでも、随分農林水産省のほうのリスク検討会とか、あと厚生労働省のほうの医薬品のほうのそっちの検討会とかそういうところでも議論は随分出ていたんですね。

たしか農林水産省のほうでは、もう大分昔の話になりましたけれども、基本的にはある程度条件が合えば、ゼラチンはある程度OIEに合わせるということだったと思うんですけれども、厚生労働省のほうではやっぱりあれですね、いろいろ議論があって、厚生労働省のほうでもたしか頭蓋骨を材料として使うのは、やっぱりたしか目的がゼラチンの薬のカプセルですね、そういうものに関して使うのであればある程度、これだけ厳しい条件だから、それほど難しいこと言わなくてもいいんじゃないかということがあったんですけれども、でもその後やっぱり議論はいろいろあって、もしそのゼラチンが、例えば人間じゃなくて牛のえさになったらどうするのかとか、何とかかんとか議論があって、またもう少しデータがほしいということがあったと思うんですね。

でも、一応今のところはある程度話としては落ちついているかと思うんですけれども。

○浅川消費者情報官　それでは、原さん、お願いします。

○原スタッフ　ゼラチンの緩和というか条件の変更なんですけれども、ゼラチンについてはその工程でいろいろ不活化がある程度行われることは存じておりますけれども、ここに

提出されている試験が、あくまでこれはモデル的な試験であって、実際の感染牛を使ったものではないということと、それから牛の体内での伝播、どのような時期に、どのぐらいの量が、どのようなところに移っていくのかということについて詳細なデータがあるというような段階ではなく、なおかつ、英国型の定型のBSEに関してはある程度のデータがあるとはいっても、現在新しく報告されているような非定型のものについては全くデータがないというような状況で、頭蓋骨と脊柱を部分的にであれ緩和するというのは、我々消費者にとっては非常に納得のいかないことであるし、ゼラチン業界の皆さんにとっても余りありがたくないことではないのかなと、製品のイメージを下げるということで、一緒に反対していただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○浅川消費者情報官 では、消費者のサイドの方に引き続きお願いします。山浦さん。

○山浦副代表運営委員 ありがとうございます。今回の改正案ですけれども、私としましては反対です。

といいますのは、管理されたリスク国のほうの条件は多少厳しくなったわけですが、不明のリスク国からやはりこういった脊柱を認めるということになるわけですし、量的にこの原材料というものがどういうふうに出ているかということも気になるところで、今後不明のリスク国がこういったものをどんどん輸出していくということになると、やはり相当これは混乱するんじゃないかと思うんですね。その輸出国におけるいろいろな規制の措置ということがわからないわけですから、そこで何が起きるかわらないということが非常に心配されます。

それから、先ほど原さんも言われましたけれども、今回の実験だけで本当に大丈夫なのかという感じがいたします。骨に接種されたということですが、経口のルートというものの可能性がないのかなどさまざまな慎重な対応をすべきではないか。それから、実験の動物の実数がどれぐらいであったのかとか、その辺の実効性についても気になることです。

私としましては、時期尚早ではないかというふうに考えます。

○浅川消費者情報官 引き続きまして、亘さん、お願いします。

○亘副理事長 今、原さんや、それから山浦さんからおっしゃられたように実験データの中身というのは一つだけのものなんでしょうか。それから、実験データの中身について、どういったかたちで、どういう評価を他の国もしているのかとか、そういうような話も聞きたいなと思います。

○浅川消費者情報官 では、学識経験者の立場から、小野寺さん。

○小野寺教授 確かそのとき、骨に接種したというのは、骨の材料に当時はそれをまぶして、それでゼラチンと同じような行程でやって、それでできたらゼラチンをマウスの脳の中に入れて、それで果たしてマウスが発症するかです。脳内接種ですけれども、確か今回はニュージーランドですけれども、それ以前に英国、スコットランドでも行われたと聞いています。

○浅川消費者情報官 実際行われた実験について紹介していただきまして、ありがとうございました。ではよろしいですか。

○伊藤委員長 今回のニュージーランドの提案で対応されているデータというのものも、ヨーロッパのゼラチン工業組合（GME）が実験を企画いたしまして、ECのアドバイスを受けて実験の計画全体をデザインいたしまして、実際に今小野寺先生からお話がありましたように、BSEとそれからあとスクレーパーに特化したマウストラッドの納入を、これは骨にスパイクをいたしまして、背骨と、それからあと頭骨もございますけれども、骨にスパイクをいたしまして、そこからゼラチンを実際に、モデル的な少量実験ではありますけれども、実際のゼラチンをつくる工程を全部行っただと。このゼラチンをつくる工程についても、モデル実験ではありますけれども、実際のゼラチンをつくる製造と同等であるということは実験をバリデーションする団体によっても実験そのものがバリデートされておりまして、実験の正当性というものは評価されております。

この実験結果につきましては、ペーパー、学会にも報告されて、データとして報告されておりますし、それから日本の中での紹介というのは、日本ゼラチン工業組合が一生懸命やってきたわけですがけれども、まだまだ努力不足ではありますけれども、かつて山内先生に座長になっていただきまして、このBSEの実験経過については東京で報告会を行ったことがございます。

さらに、日本の権威という先生方に今回のこの実験そのものの妥当性というものの検証をお願いし、実際に日本のゼラチン工場、それからヨーロッパのゼラチン工場についてもその実験条件と同じ条件でつくられているのかどうかということも、実験とそれから実際の製造とあわせての評価もしていただきまして、報告書を提出しております。限られた範囲の中にしか配られておりませんので、まだごらんになっていない方が多いと思いますけれども、日本ゼラチン工業組合にはまだ在庫もあると思いますし、それからコピーもつくろうと思えば幾らでもつくれますので、ご興味のある方はぜひ読んでいただきまして、そ

の実験の妥当性というものをご理解いただきたいと思います。

それから、日本のBSEの評価の見直しというところで、食品安全委員会のレポートの中にも数少ないデータに基づいたBSEのリスク評価を行っている製品のうちの一つの例だということで、このゼラチンのバリデーション実験というのは日本の食品安全委員会でも取り上げられています。

ですから、科学的な根拠というものについては、日本の中でも評価されているものというふうに私は理解はしているんですけども、その辺のことを皆様によく説明ができていないという点では反省したいとは思いますが、できるだけ皆様もご理解いただけるようお願いしたいとは思っています。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

要すれば、食品としての安全性が確保できているかどうかということで議論になっておるわけですが、これについて厚生労働省の今西さん、何かご見解ありましたらお願いします。

○今西食品全部基準審査課担当官 厚生労働省の今西です。よろしくお願いたします。

このゼラチンの件については、昨年のリスクコミュニケーションでも同じように専門家の方々がいろいろ議論しているところだと思いますが、私の知っている限りでは、データそのものについては新たな知見があったというようなことはないと思います。

そのような条件で、このように昨年の5月の総会后にOIEのほうのコードの提案が変更しているというのが現状だと理解しております。

その中で厚生労働省としては、リスク管理機関ということを考えて上で、やはりリスクをいかに管理をするかというのが重要になってくるんだと考えております。確かにリスクの管理という前にはリスク評価というのがあるって、それがベースになるのは当然だと思います。ゼラチンというものについては、さまざまなものがあるというのも先ほど来の説明にあるところだと思います。そういうさまざまなゼラチンというものがある中で、リスクの管理というものは、また別に難しい問題が残ってくるのだというふうに考えております。

当然そのリスク管理というものが国民の皆様の理解が得られなければ、先ほど来の風評被害等々の問題にもなってくる部分がありますので、まずこのようなリスコミ等の場所で国民の皆様のさまざまな意見を伺った上で実際に提案等々について、導入するか否かという部分について判断しなければいけないのではないかと考えている次第でございます。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、ちょっと時間も過ぎておりますので、このラウンドテーブルでの議論はこのぐらいにさせていただきますして、会場の方からご発言がありましたらいただきたいと思います。

今までの意見交換で出たご意見と同一趣旨の内容についてはできるだけ避けていただきまして、そのほか何かご質問、ご意見ありましたら、今までの、今日一日の議題について結構ですが、ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、もう時間も過ぎておりますので、ここで会議を閉めたいと思います。

ありますか、吉川先生。

○吉川教授 すみません。2つあるんですけども、1つは口蹄疫のところでは言えばよかったんですけども、もう一回僕は確認をしておきたいんですけども、従来発生国で清浄国に戻るのに90日ですよ、最終発症から。今度の封じ込め地区提案というのは、封じ込め地域というものを設けることができれば、それ以外の地域はフリーであると、要するに輸出可ということですね。その封じ込め地域については、原因が特定できて、疫学的なものがはっきりして封じ込めに成功すれば、最終発生から潜伏期の2倍というのは20日と考えればいいんですか。

○川島国際衛生対策室長 28日。

○吉川教授 28日、大体30日というのが提案ということですね。そうですね。

○川島国際衛生対策室長 2倍で30日たって、そこの中に発生がなければ封じ込め地区が設定できるということ。

○吉川教授 そこで設定になるんですか。

○川島国際衛生対策室長 そうです。そこで初めて設定になりまして、その設定した封じ込め地区がまた清浄に復帰するためには今の90日ルールが適用される、そういうことです。

○吉川教授 わかりました。ただ、科学委員会に申し込んでおきたいのは28ページの図ですね。これが現状だと思うんですね、口蹄疫の。その新しい提案を導入したときに、この地図がどうなるかという、根本的なリスク評価を考えた上でどうなるだろうという、減るんだろうか、ふえるんだろうか、やっぱり万一失敗して他国に行ってしまったリスクを考えると、その過剰防衛はよくないけれども、適正という部分があまり不明なまま問題起こしたときの被害のほうがかきっと大きくて、そういうバランスも考えた上で設定するなら設定を考えてほしいということですね。

もう一個は今のゼラチンの件なんですけれども、僕も最初に言われたとおり、去年からことしの変更は科学的には全く理解できないんですね。だから、どういう理由でこういう提案になったのか。できればやっぱり科学的データに基づいた変更でないと消費者も科学者も説明困難で混乱するだけであって、そういう意味では今回の提案はあまり適切とは私は思えません。

○浅川消費者情報官 ありがとうございます。

では、姫田課長、お願いします。

○姫田動物衛生課長 皆様方からの貴重な意見いただいてありがとうございます。

私ども、特に口蹄疫についてはどちらかというと非常に慎重な態度をとって、今日の林委員や吉川委員からお話あったようにかなり慎重な態度をとっていかないといけないと思っております。現実にO I E上の清浄国でもワクチン接種清浄国からは私ども輸入をとめているという状況でございまして、非常に産業上怖い病気でございますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

また、それぞれ消費者委員からのご懸念あるいはご指摘というようなこともございました。いずれにしても、科学的根拠に基づくということ、そしてリスク管理上やはりしっかりとリスク管理ができていくということを考えながら、そして厚生労働省と十分協議をしながら意見を、O I Eに対するコメント案をつくってまいりたいと思っております。

まず1つは、ですから、今日皆さん方のご意見をいただいた上でのコメントをつくってまいりたいと。コメントにつきましては、後ほどインターネットのホームページ上に掲載させていただくということで、皆さん方にご承知おきいただきたいと思いますと思っております。もちろん、今日こちら側にご出席の皆さん方には具体的にお送りしたいと考えているところでございます。

また、その後、最終的にはコメントを出した後、総会の場でまた発言の機会もございしますので、十分な皆様方のご意見、ご議論をいただければ幸いかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○浅川消費者情報官 今日はいろいろテーマがございましたけれども、改正案によって安全性が担保できるのかという観点からさまざまな立場からご意見をいただいたと思います。どうもありがとうございました。

今、姫田からも申しましたとおり、本日いただいた意見を参考にしましてO I Eの対応をしたいと思えます。

それでは、以上をもちまして「食品に関するリスクコミュニケーション」を閉会したいと思います。長時間にわたりどうもありがとうございました。お帰りの際にアンケートを回収いたしますのでご協力をお願いいたします。